

※防火対象物関係者の皆様へ

通信査察を実施します



水戸市消防局では、消防職員が皆様の事業所などの建物にお伺いして「立入検査」を行い、防火管理の状況や火災予防の取組について確認をしています。

このたび、建物の維持管理状況が良好な建物につきましては、関係者の皆様の負担軽減を図る目的で、直接お伺いする立入検査に代えて、電話等での聞き取りにより、必要な確認を行う「通信査察」を実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

「通信査察」の内容は？

1 通信査察の説明と基本情報の確認

- 通信査察の趣旨の説明
- 現在把握している建物情報や関係者情報などの確認

2 聞き取りの内容

- 建物の増改築やテナント変更の有無について
- 防火管理体制や消防訓練の実施状況について
- 消火器など消防用設備等の維持管理状況について
- 階段や出入口など避難施設の管理状況について
- 火気使用設備・器具などの状況について など

「この電話、本当に消防職員なの？」と思ったら…

かかってきた電話を不審に思われた場合は、お手数ですが電話を一旦切り、下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

また、水戸市消防局のホームページに、「通信査察」の概要を掲載しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

※消防職員が消火器などの消防用設備等の設置や交換を指導することはありませんが、販売や金銭の要求をすることは決してありません。

【問い合わせ先】水戸市消防局 火災予防課

水戸市中央1丁目4-1 水戸市役所4階 ☎029-221-0119